

令和7年度認知症カフェサミット事業実施業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度認知症カフェサミット事業実施業務

2 業務の目的

認知症カフェの効率的な運営方法や情報を共有するとともに、認知症に関する県民の理解を深め、認知症カフェの普及啓発を実施するイベントを開催する。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

(1) 企画・調整

次に掲げるイベント開催日（予定）、開催場所及び項目（案）に沿ってイベントを実施し、長寿社会課と協議の上、企画内容を調整する。

〈イベント開催日（予定）〉

令和7年12月13日（土） 午後0時30分～午後5時

〈開催場所〉

KDDI 維新ホール内 2階 会議室7室（賃料及び備品使用料等は受託者負担）
1階 自由通路

〈項目・案〉

ア 本県を含む各県の認知症本人の声を県民に発信

- ①県が作成する動画を活用し、認知症本人大使「やまぐち希望大使」の紹介
- ②認知症本人大使からのメッセージ

イ 認知症カフェや認知症に係る基調講演の実施

ウ 活動紹介・グループワーク等の実施

- ①認知症カフェの効率的な運営について（参加型討議）等

エ 本人・家族交流会の実施

- ①他県の認知症本人大使（1～3名）を招聘し、交流会を実施

オ その他認知症に関係する企画

- ①認知症カフェの模擬体験コーナー
- ②県内の認知症カフェのパネル展示
- ③認知度簡易検査の実施（物忘れタッチパネル等）
- ④その他認知症カフェの普及に資する企画

(2) ポスター及びチラシの作成・配布

ア ポスターの作成・配布

A2版たて 500枚

イ チラシの作成・配布

A4版たて 5,000枚

※ ポスター及びチラシの作成については、長寿社会課の確認を受けること。

(3) 展示用パネルの作成

県内の認知症カフェ運営団体等の紹介用パネルの作成 A 1 版たて
希望する団体等につき 1 枚 （最大で 40 枚程度、数は団体等の希望による。）

- (4) カフェサミット（イベント）の宣伝等
当日のイベントの集客に向けて、県民に対して効果的な宣伝等を行う。（独自提案）
- (5) 会場運営・進行管理・撤去
 - ア 会場（音響、照明、客席、看板控室等）の設営及び撤去
 - イ 運営マニュアル及び進行台本の制作
 - ウ イベントの進行
- (6) 本会場のライブ配信等（独自提案）
 - ア インターネットを活用し、本会場のライブ配信を実施
 - イ 当日、会場に来場できない認知症カフェ運営者等が分科会等の討議に参加できるようにする。
- (7) その他認知症カフェサミットの実施に係る業務

※独自提案は受け付けるが、(1)～(7)の内容は、カフェサミット実行委員会に諮り、
実行委員会での決定事項を反映し、最終的に決定する。

5 実施体制

- (1) 業務の進行にあたっては、イベントの運営について専門的な知識と豊富な実践経験及び自治体のイベントに関わった経験を有する者を配置すること。
- (2) 当日の運営にあたっては、認知症カフェサミット実行委員会での決定事項を反映し、県長寿社会課及び認知症カフェサミット実行委員の指示に従うこと。

6 成果品

成果報告書（運営・進行に関する書類及び会場の記録写真等を添付すること。）

7 委託限度額

3,828,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

8 その他

- (1) 委託者が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料等は、原則として、受託者が収集する。
- (2) 本件業務の実施に伴う成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で、内容を変更することができる。

9 参考 URL

「第 6 回山口県認知症カフェサミット」の開催について
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/277891.html>